

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年11月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 ① 関東信越（東京）（受）第 2400338 号
厚生局事案番号 ② 関東信越（東京）（厚）第 2400076 号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のB社（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 47 年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 11 年 7 月初旬から平成 12 年 7 月下旬まで
② 平成 19 年 1 月 10 日から平成 25 年 12 月 1 日まで

A 社に勤務していた請求期間①及び B 社に勤務していた請求期間②に係る厚生年金保険の加入記録がない。A 社には、請求期間①の頃に婦人服の販売員として、また、B 社には、請求期間②の頃に同社の D 事業所において青果物の加工員として勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。調査の上、請求期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者資格期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者は、A 社にパート社員（1 日の勤務時間は 4 時間 30 分）として勤務していた旨主張しているところ、雇用保険の加入記録により、当該期間の一部を含む、平成 10 年 7 月 13 日から平成 11 年 9 月 30 日までの期間について、同社に勤務していたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において厚生年金保険被保険者として勤務していたことに加え、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が認められることを要件としている。

しかしながら、A 社の事業主及び労務担当者は、請求者は同社のショートパート社員として勤務していたと陳述しているほか、請求期間①当時の臨時社員就業規則において、ショートパート社員の 1 日の労働時間は「4 時間以上 6 時間未満」の範囲と規定されており、社会保険に

加入しない雇用区分であることから、請求者は厚生年金保険被保険者とはならない旨回答及び陳述している上、同労務担当者は、厚生年金保険被保険者ではないショートパート社員の給与から厚生年金保険料の控除を行うことはない旨陳述している。

また、請求期間①当時、A社はE厚生年金基金（平成14年解散）に加入しており、請求者の厚生年金基金加入記録について企業年金連合会に照会したものの、請求期間①における請求者の当該加入記録はない旨回答している。

さらに、オンライン記録によると、請求者は請求期間①において、厚生年金保険及び共済組合等に加入する会社員並びに公務員に扶養されている配偶者が対象となる国民年金の第3号被保険者となっていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②について、請求者は、B社にパート社員（1日の勤務時間は4時間30分）として勤務していた旨主張しているところ、雇用保険の加入記録及び同社から提出された請求者に係る給与支払データ（平成20年2月及び平成26年11月）並びにC社の事業主の回答により、当該期間の一部を含む、平成20年2月1日から平成26年10月20日までの期間について、B社に勤務していたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、既述のとおり、請求者が請求期間において厚生年金保険被保険者として勤務していたことに加え、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が認められることを要件としている。

しかしながら、C社の事業主及び管理部担当者は、請求者はB社のD事業所にパートタイマーとして勤務しており、勤務時間は、同社の正社員の所定労働時間（7時間30分）の4分の3を満たしていないことから、厚生年金保険の加入要件に該当していなかったとし、厚生年金保険被保険者ではない旨回答及び陳述している上、上述の給与支払データにおいて、厚生年金保険料についての記載は確認できないほか、同管理部担当者は、厚生年金保険被保険者ではないパートタイマーの給与から厚生年金保険料の控除を行うことはない旨陳述している。

また、請求期間②当時、B社はF厚生年金基金（平成26年解散）に加入しており、請求者の厚生年金基金加入記録について企業年金連合会に照会したものの、請求期間②における請求者の当該加入記録はない旨回答している。

さらに、オンライン記録によると、請求者は請求期間②において、国民年金の被保険者期間とされており、当該期間のうち、平成20年7月から平成21年6月までの期間及び平成21年9月から平成25年11月までの期間は国民年金の申請免除期間であることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。